

議案第 5 3 号

勝山市国民健康保険条例の一部改正について

勝山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

勝山市長 水 上 実 喜 夫

提案理由

健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の改正により、産科医療補償制度掛金の見直しに併せ、出産育児一時金の金額の見直しを行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

勝山市国民健康保険条例(昭和34年勝山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40.4万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1.6万円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40.8万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1.2万円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る勝山市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。